

竹内街道・横大路（大道）の日本遺産の周知・啓発等に係る
VR 動画制作業務委託仕様書

1. 業務名

竹内街道・横大路（大道）の日本遺産の周知・啓発等に係る VR 動画制作業務

2. 目的

日本遺産に認定された「1400年に渡る悠久の歴史を伝える「最古の国道」～竹内街道・横大路（大道）～」について、イベントや動画サイトを通して街道や構成文化財等を効果的にPRするため、そのストーリーを感じることでできる360度ヴァーチャルリアリティ動画を制作する。

3. 契約期間、納期及び納入場所

- (1) 契約期間 契約締結日～令和2年3月13日まで
- (2) 納期 令和2年3月13日
- (3) 納入場所 竹内街道・横大路～難波から飛鳥へ日本最古の官道「大道」～活性化実行委員会（以下「甲」という。）の指示する場所

4. 業務の内容

日本遺産の特徴である「ストーリー」や「歴史的・文化的価値」等をVR動画からどのように伝えるかを検討するとともに、次に掲げる要件を満たすとともに、独自提案等も含めVR動画の企画、撮影及び制作を行うこと。

(1) VR 動画制作

- ①VR動画は、全体を10分以上に編集すること、また、全体を2～3分程度最大4分割すること。
- ②VR動画に挿入する構成文化財は50箇所以上とし、甲の構成市町村である大阪市・堺市・松原市・羽曳野市・太子町・葛城市・大和高田市・橿原市・桜井市・明日香村のものを一様に含むこと。
- ③ドローン等を使った空中のVR動画を2箇所以上含むこと。
- ④動画再生中に、説明を行う必要がないよう、テロップ等を挿入すること。また、あわせてVR動画の臨場感が伝わるよう、BGM等を挿入すること。
- ⑤画質・手振れ・補正等は試験視聴をして甲に了承を得ること。

(2) 撮影環境等

- ①撮影には安全面で細心の注意を払い、撮影中に事故や損害が発生したときは、甲に連絡するとともに委託事業者（以下「乙」という。）が責任を持って対応し処理すること。
- ②施設等の撮影を行う場合、事前に施設等への撮影許可等の有無を確認するとともに、必要に応じて施設側等と調整の上、撮影を行うこと。
- ③撮影日は季節及び天候や行事を考慮して魅力的なものとなるように検討、実施すること。
- ④ドローンの飛行及び撮影にあたっては、関係法令を遵守するとともに、提案書提出時において、無人航空機の飛行に関する許可承認がされており、大阪府及び奈良県エリアが飛行可能となっていること。

(3) 撮影機材の性能等

- ①ビデオの解像度 : 5760 * 2880 以上 @ 30 fps
- ②ビデオ形式 : mp4
- ③ビデオコーディング : H264 ビデオ
- ④ビットレート : 最大 120Mbps
- ⑤安定化 : 内蔵 6 軸ジャイロ安定化対応機器

(4) 視聴環境

- ①専用ゴーグル及びタブレット、スマートフォン等で視聴が可能なこと。
- ②YouTube 等の動画サイトにアップロードすることが可能なこと。
- ③動画の視聴は屋外の Wi-Fi の無い環境で視聴される場合を想定し、データ量については計画段階で甲に確認するものとする。

(5) 計画・準備

- ①乙は業務の計画をたて、実施体制や工期、そのほか VR の規格、想定される成果品のデータ量（最大容量等）などを業務計画書に示すこと。
- ②VR に挿入する構成文化財の選出にあたっては甲の了承を得るものとし、その了承には幹事各位に確認するための時間を確保すること。
- ③テロップの確定についてはあらかじめ原稿を作成し、甲の了承を得ること。

(6) 打合せ

「竹内街道・横大路（大道）の日本遺産の周知・啓発等に係る VR 動画制作業務」（以下「本業務」という。）の履行については必要に応じて協議を実施し、乙はその都度協議録を作成すること。

5. 成果物の検査・納品

本業務の成果品については、甲の検査を受けた後、甲の指示する場所に納品することとする。

6. 報告書

- (1) 業務の概要、業務経過、結果を、協議録、写真等を使用しながらとりまとめ、計 3 部作成して納品すること。
- (2) 使用許可及び撮影許可等の申請書についてはその写しを報告書に含めること。
- (3) 動画データは電子媒体に保存して提出すること。

7. 成果品及び納期

- (1) 報告書 (令和 2 年 3 月 13 日まで) 3 部
- (2) VR データ (令和 2 年 3 月 13 日まで) 13 部
- (3) (1) ~ (2) のデータ格納した電子媒体 3 部

8. 貸与資料

甲が保有する資料について、業務遂行上必要であれば乙に貸与するものとする。乙は甲の指示に従い、借用書を甲に提出のうえ資料の貸与を受けるものとし、本業務の完了後は、速やかに借用した資料を甲に返却しなければならない。

9. 秘密の順守

乙は、本業務実施中に生じる全ての成果物を、甲の許可なく他に公表又は貸与してはならない。また、本業務中に知り得た事項を他に漏らしてはならない。甲より貸与された資料及び成果品については、乙は破損、紛失のないように取扱いに十分注意すること。

10. 著作権等の帰属

この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。

(1) 権利の譲渡

- ①乙は甲に対して、本業務に関する著作権（以下「本著作権」という。）を譲渡する。
- ②本著作権には、著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含むものとする。
- ③本著作権は、本業務の成果物の引渡しと同時に乙から甲に移転するものとする。
- ④甲が実施する成果物の利活用については、甲・乙協議の上決定するものとする。

(2) 著作権人格権

乙は甲または甲が指定する第三者に対し著作者人格権を行使しないものとする。

- (3) 甲は、甲の事業において改変の必要があった場合は、乙と協議の上、これを決定する。
- (4) 動画内の画像の利活用等については、後の年度において甲の費用負担が発生しないこと。
- (5) 撮影許可・写真等の使用

乙は動画の制作に係る撮影許可・写真等の使用に際しては、関係機関に対して必要な申請を行う。ただし、所有者等の意向により甲が直接申請を行う必要がある場合は甲が行う。

11. 第三者への再委託について

乙は、本業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を受けた場合はこの限りではない。また、企画提案書に記載した再委託先についても契約時に承諾を受けること。

12. その他留意事項

- (1) 乙は、本業務の遂行に当たり、関連法令及び本仕様書を遵守するとともに、甲の意図及び目的を十分に理解した上、適正な人員を配置し、正確に行うこと。
- (2) 本仕様書及び契約書に定めのない事項や、その他調整を要する事項については、甲乙協議の上、決定すること。
- (3) 乙は、業務で知り得た情報及び業務に係る内容を第三者に漏らしたり、その他の目的に転用してはならない。
- (4) 乙が本業務によって甲又は第三者に損害を与えたときは、乙が賠償の責任に任ずること。
- (5) 本仕様書に記載されていない事項又は本仕様書に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。